

発議案第7号

精神障害者の交通運賃割引に関する意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により、国会並びに関係行政庁に対し、精神障害者の交通運賃割引に関する意見書を別紙のとおり提出する。

平成30年12月18日

提出者	上越市議会議員	宮崎政國
賛成者	同	山田忠晴
同	同	石田裕一
同	同	櫻庭節子
同	同	橋本正幸
同	同	飯塚義隆
同	同	江口修一
同	同	近藤彰治

精神障害者の交通運賃割引に関する意見書

障害者に対する交通運賃割引は、身体障害者については昭和25年から、身体内部障害者は平成2年から、知的障害者は平成3年から実施されています。これらの運賃割引を実施している交通機関等事業者は現在、JR、民間鉄道、航空、旅客船、バス、タクシーのほか、高速道路にも及んでいます。しかし精神障害者については、平成9年から平成10年当時、精神障害者家族の全国団体がJR運賃の割引を求めて大規模な署名活動を実施しましたが、割引は実施されず、以後一部のバス、民間鉄道事業者が割引を行うようになったものの、精神障害者が除外されている状態は基本的には変わっていません。

精神障害者家族会の全国組織である全国精神保健福祉会が実施したアンケート調査結果（回答者約4,800人）によると、精神障害者の1カ月の平均収入は約6万円、そして無年金者は約20%に上ります。そして交通費の負担が大変なため「作業所に行くのをやめた」「どこにも出かけないようにしている」「外出は自転車で行ける範囲」という深刻な状態にある方が多数いることが明らかになっています。

近年、障害者関係の法制は、集中的に整備されています。とりわけ平成26年2月に政府が批准した国際法、障害者権利条約は、その第20条で「障害者自身が、自ら選択する方法で、自ら選択する時期に、かつ、負担しやすい費用で移動することを容易にすること」と明記し、第4条で「障害者に対する差別となる既存の法律、規則、慣習及び慣行を修正し、又は廃止するためのすべての適当な措置をとること」「この条約と両立しないいかなる行為又は慣行も差し控えること」とうたっています。

この規定によれば、交通機関事業者が運賃の障害者割引制度から精神障害者だけを除外することは、明らかに条約に反する行為であり、このような状態に対する是正指導は、政府・行政の責任でもあります。

よって、国会並びに政府におかれては、精神障害者に、身体障害者及び知的障害者と同等に交通運賃割引が適用されるよう、是正指導・勧告等の措置を行うことを強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成30年12月18日

上越市議会